

○デジタル庁告示第三号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）第四条の四第二項第四号（同令第四条の七第一項において準用する場合を含む。）及び第四条の五第五号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（令和六年デジタル庁令第二号）の施行の日（令和六年四月一日）から適用する。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード